

タウンミーティング八戸質問項目案

分

市内内府の
反対者が多岐に
わたる

① 現在の教育基本法もずばらしいものだと思いますが、情報化、多様化、価値観の多様化など、これだけ社会情勢が目まぐるしく変化している中で、やはり、時代に対応すべく、教育の根本と成る教育基本法は是直すべきだと感じています。まずは、早く教育基本法を改正して、それから、しっかりと意を振って教育改革に取り組むべきだと思っております。大臣の説明では、教育基本法を改正した後、教育振興基本計画を策定するということがありました。子どもたちは日々、成長しています。子どもたちの未来のために、我々大人は責任として、子どもたちに最善の教育が与えられるよう、社会全体で取り組んでいかなければいけないと思っております。

② 教育基本法の改正案について、「人格の完成」を目指すのはもちろんですが、「公共の精神」や「社会の形成者」など社会の一員としてという視点が強調されていることに強く共感しています。国の厚意が「わが志を継手」と監って培えられているのではないかと感じています。また、せむし、教育基本法の改正を一つのきっかけとして、もう一度教育の意を力をもつ。みんなが支えあって生きていく社会、思いやりのある社会の姿を目標としていくべきだと思っております。

③ 教育の原点はやはり基礎教育だと思っております。理念なことには、親が弱くなく、親が強い状態も目に付きます。教育をめぐると現在の様々な問題は、その多くが基礎教育に原因があるのではないかと思っています。先ほどの大臣のご説明にあつたように、新しい教育基本法に「家庭教育の規定が準拠されることは本当に大事なことだと思っております。まずは、親がその責任をしっかりと自覚すべきだと思っております。また、学校、家庭、地域が連携、協力することも重要で、教育は学校だけではできません。学校ばかりに責任を押し付けたり、人任せにしたりせず、みんながしっかりと自分の役割を果たして、みんなが子どもたちを育てていく」という認識を共有することが必要だと思っております。

「タウンミーティング イン 八戸」(議事要旨)

テーマ：教育改革

- 1. 日時 平成18年9月2日(土) 14:00~16:00
- 2. 場所 八戸プラザホテル 2階 富士の間
- 3. 出席関係等 小坂 憲次 文部科学大臣
 梶川 敏一 中央教育審議会委員 兵庫教育大学長
 細川 珠生 政治ジャーナリスト
- 4. 参加者数 401名
- 5. 発言者数 10名

○小坂文部科学大臣からの挨拶

- ・ 教育は、国家百年の大計と言われるが、皆さん教育を受けた経験があり、お子さんを通じて、あるいは身近に学校を見たり、毎日の新聞やテレビを見たりしながら、教育の問題に関心を持っていらっしゃると思う。最近のいろいろな事件や社会現象を見るにつけ、これらの根本にあるものは教育ではないかと考える。
- ・ 皆さんも教育に対して、いろいろのご意見をお持ちだと思ふ。教育改革を進めている文部科学省としては、皆さんからのご意見を十分に勘案し、教育基本法の改正をはじめとする教育の根本的な改革を進めるために最善の努力をしてまいります。
- ・ 先の通常国会に教育基本法の改正案を提出した。約50時間あまりの審議を経て、現在、継続審議になっている。教育こそ人材育成の大本である。資源のないわが国が、人材を涵養して、21世紀の世界にその存在感を示し、日本人としてのアイデンティティをしっかりと持った国民によって、世界の中で認められる国として将来大きな活躍ができるように、教育基本法案の早期成立に向けて全力を尽くすとともに、教育関係諸法令の改革に努力をしてまいります。本日は、皆さんのご質問やご意見を期待してまいります。

○梶川委員からの挨拶

- ・ 青森県では、管理職研修や、新しく教頭先生になった方々の研修をさせていただいており、非常に親しい気持ちを持っていて。今日は、中央教育審議会の委員ということで、皆さんに情報提供をし、どういう考え方があるかということについてお話ししたい。
- ・ 2001年2月に、7つの教育関係の審議会が合併し、新しい中央教育審議会ができた。この5年半くらいの中で、教育の仕組み等、具体的なところについてたくさん改革があった。その中の一つが、教育基本法の改正である。同時に、指導要領の改訂が今、大詰めにかけている。教員についても、今までよりも一層信頼される、力強い教員としてがんばっていき、そして世の中の人とうまく手をつないでいくために、いくつかの養

教育の無償、機会均等などについての規定があり、すべての教育法規の根本法となつて

いる。現在、この教育基本法の制定から半世紀以上が経過したが、その間、教育水準は向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化、国際化などによって教育を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が指摘されている。このような中、新しい時代の教育の基本理念を明確にして、国民の共通理解をはかりながら国民全体で教育改革を進め

るために、教育基本法を改正する必要があると考えている。平成12年12月に教育改革国民会議から教育基本法の見直し提言が提出され、平成15年3月には、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」という答申がなされた。その後、教育改革タウンミーティング

などを通じて国民的な議論を深め、また、与党においても、「与党教育基本法改正に関する協議会」、「回廊討論会」を中心として取りまとめを行った。これらを検討を踏まえて、政府では本年4月米に教育基本法の改正案を国会に提出したが、現任、継続審議となつて

いる。文部科学省としては、速やかな成立を目指して全力を尽くしてまいりたいと考えている。教育基本法改正法案のポイントについてご説明させていただきます。今回の改正案の基本的な考え方は、「個人の尊厳」や「人格の完成」など、現行法に規定されている普遍的な理念を引き続き規定しつつ、今日重要と考えられる事項を新たに加えるというものである。

法案の第1章に規定している「教育の目標」は、5つに分類して規定している。第1に、教育の最も基礎的な機能である知識、教養の習得や、豊かな情操と道徳心の涵養、健全な身体

の育成を新たに規定している。これは、知・徳・体に対峙するものである。第2に、自己表現を目指す自立した人間を育成するという観点から、個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培うことを規定している。また、ノート、フリータイム問題などが指摘され、職業観の育成が求められていることから、職業との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うことを新たに規定している。

第3に、国民一人ひとりが自らよりよい社会づくりに取り組むことが重要な責務であるという観点から、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことを新たに規定している。

第4に、生命や自然、環境を大切にし、自然との共生をはかることが重要であるという観点から、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことを新たに規定している。

第5に、グローバル化が進展し、日本人が国際社会で活躍する時代に、日本人としての自覚を身に、伝統や文化についてしっかりと認識を身につけることが求められている。同時に、他国やその伝統や文化を尊重することが、日本が信頼されるために必要である。こうした観点から、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを新

成や研修、免許制度の改革についての答申も提出したところである。このようなことについて、今日はいくつかお話しできればよいと思つて

○細川氏からの挨拶

私はもともと教育の専門家ではなく、ジャーナリストとして、特に地方分権という視点から様々な自治体を取材し、東京・品川区の教育改革について取材を進めるうちに、3年前に品川区の教育委員に就任した。今日は、品川区教育委員という肩書きも背負いつつ、ジャーナリストという少し外の立場から、今の教育をどういうふうに見ているのかについて、皆様と意見交換したい。

家庭では、2歳になる息子がおり、私自身、教育は非常に切実な問題になっている。今日は、大臣や梶田先生のいろいろなお意見やお考えを伺い、これからの日本に生かしていくような政治体制ができることを期待しながら、皆様と一緒に参加させていただきたい。

○小坂大臣からの「教育改革」についての説明

教育は、学校、家庭、社会、それぞれの協力と努力によって充実させるべきものであるが、教育をめぐる様々な課題が指摘されている。現在の日本の子どもたちは、国際的に見て成績は上位にあるが、学ぶ意欲が低い。また、学校では近年、子どもたちの安全が脅かされており、通学路の安全の確保が課題となっている。学校における教育は、画一的、硬直的で、国民や保護者の期待に十分に応えられていないのではないかと指摘もある。さらに、少子高齢化、核家族化、都市化など環境変化の中で、家庭や地域の教育力の低下が課題となっている。

このような深刻な状況を打破し、わが国の未来を切り開く教育を実現するために、本年1月に「教育改革のための重点行動計画」をとりまとめた。その中で、「新しい時代の義務教育の創造―義務教育の構造改革―」を第一に掲げ、さらに、活力ある人材を育てるための教育の充実、充実した教育を支える環境の整備、家庭・地域の教育力の向上を掲げている。

新しい時代の義務教育の創造については、教育の目標を明確にして結果を検証し、質を保証する、教師に対する揺るぎない信頼を確立する、地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める、確固とした教育条件を整備する、以上4つの国家戦略を立てている。そして、全国的な学力調査の実施、教員免許更新制の導入、これらの検討と学校評価システムの構築など、義務教育の構造改革に取り組んでいる。教育改革をさらに推進し、新しい時代にふさわしい教育を実現するためには、公共の精神や生涯学習の理念など、新しい時代の教育理念を明確にすることが必要である。

文部科学省では、現在、教育基本法の改正と教育振興基本計画の策定に向けて取り組んでいる。現行の教育基本法は、戦前の教育勅語に代わり、日本国憲法の精神にのっとり教育の基本を確立するため、昭和22年に制定されたもので、教育の基本理念、義務

たに規定している。

その他、人々が生涯にわたって学習に取り組むことが不可欠となつてきていることなどを踏まえ、第3条に「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として新たに規定している。また、第4条に「教育の機会均等」を規定し、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、国及び地方公共団体は必要な支援を講じなければならないと規定している。

法案の第2章「教育の実施に関する基本」では、現行法にも規定のある、義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定については、引き続き規定したうえで、その見直しを行う。例えば、現行法にはない義務教育の目的について、改正案では、一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家、社会の形成者を育成することであると規定している。

また、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力など、現行法には規定されていない条文を新たに追加している。このうち家庭教育の条文では、すべての教育の出発点である家庭教育の役割を規定し、幼児期の教育の条文では、幼児期の教育が極めて重要であり、国及び地方公共団体がその振興に努めるべき旨を規定している。学校・家庭・地域の連携協力の条文では、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、子どもの教育における役割と責任を自覚し、相互の連携協力を努めるべき旨を規定している。

法案の第3章「教育行政」では、教育の中立性、不偏不党性を求めることを規定し、国及び地方公共団体の役割や、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずることを新たに規定している。

また、教育改革を効果あるものとするためには、新しい教育の目的や理念をさらに具体化する施策を総合的、体系的に位置づけ、実施することが必要であり、法案において教育振興基本計画の粗朧となる規定を、新たに設けることとしている。教育基本法が改正されれば、ただちに教育振興基本計画の策定に取り組んでまいりたい。

教育振興基本計画では、信頼される学校教育の確立や、家庭・地域の教育力の向上など、我が国の教育の目指すべき姿を国民の皆様に明確に提示し、その実現に向けてどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにしたい。教育振興基本計画の策定によって、国民の皆様のご理解をいただきながら、学校・家庭・地域を通じて社会全体の教育力を向上するための施策を、総合的かつ計画的に進めていこうと考えている。

文部科学省のホームページでは、現在、教育基本法案の専門コーナーを設け、法案に関する様々な資料等も見ることができている。また、法案に関するご意見も受け付けているので、ご意見をお寄せいただきたい。

教育基本法を見直すことは、教育改革の第一歩となるものである。そして、学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で教育改革に取り組んでいくことが重要である。本日は皆様との率直な意見交換を通じて、教育の在り方について、共に考えてまいりたい。

(会場からの主な発言と大臣、その他登壇者からのコメント)

(教育の目標、幼児期の教育について)

教育基本法案の教育目標の中に「我が国と郷土を愛し」とあるが、愛するのは当然であり、さらに「我が国、そして故郷を誇る」ような心を育てる施策を講じてほしい。幼児期の教育は大切であるが、幼稚園の教育はどのように変わるのだろうか。また、幼稚園の先生や保育園の保育士の力量を向上させるため、どのような研修が検討されているのか。(主婦)

英語がいくら話せても、日本文化について語れなければ、国際社会で日本人は、誇りを感じるどころか日本人として認めてもらえない。学校教育の中で、日本の伝統文化、芸術、音楽といったものに対する認識をしっかりと植えつけておくことが必要であり、それを誇れるような教育にしていきたい。

幼児期の教育については、先の通常国会で、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を成立させ、この10月から「認定こども園」の認定が始まる。これは、保育園はあるが幼稚園のない地域については、幼稚園にいくべき子どもがいれば、保育園に幼稚園を併設することができ、幼稚園はあるが保育園がないという地域で、母親が働きに出ている場合、保育の必要な子どもがいれば、幼稚園に保育園を併設して預かることができるなど、幼稚園的な利用の子どもも保育所的な利用の子どもも認定こども園において受け入れられるという制度である。また、保育所は厚生労働省担当、幼稚園は文部科学省担当であり、申請、認可の手続きが違いますが、一体的に自治体の役割において、統一的にできる窓口を配置していただき、補助金の申請等も統一した窓口で受け付けられるようにしたい。(小坂大臣)

「認定こども園」が正式に始まるが、東京・品川区もそれに先駆け、幼保一元化施設として、保育園と幼稚園を一緒にした施設を作った。子育ては大変だし、女性が自分のキャリアを続けたいと思うと、なかなか出産に踏み切れない。しかし、0歳児からの保育所というのを増やしていくことが、はたして本来によいことなのか、疑問である。0歳児を保育するにあたり、月におよそ5万円を支出するという試算がある。この分を、施設保育ではないかたちで育児支援メニューを増やすことができなにかと、実際に子育てをしている母親として毎日頃感じている。母親のためにやってもらいたいことはたくさんあるが、やはり子どもへの健全な育成のために、親に対してもう少し幅広い支援の手があってもよいと思う。(細川氏)

(地域の教育について)

教育基本法案を読み、これを実行するのは自分たちだと思つた。地域の教育については、自分たちで決めていかねば責任は持てない。預ける親として、預かる社会の一員として住民の意思が、地域の教育の組織に反映されるために、国はどう考えているのか。また、社会教育、生涯教育が軽んじられているようだが、大切な分野だと思つた。(主婦)

青少年犯罪などの社会的な諸問題は、現行の教育基本法を無視した学歴重視の教育や、
・ 国歌を強制する政治が原因だと思ふ。全国学力テストの実施は、学歴社会を助長さ
せるものではないか。現行の教育基本法を変える必要はなく、現行法を守るべきだと思
う。(高校教員)

現行の教育基本法には、例えば、私立学校、幼児教育、生涯学習についての規定等、足
りない部分もあるのではないかと、また、教育振興基本計画の策定など、長期的な視野に
立って計画的に教育の再生を行う必要がある。今回の改正をひとつの弾みにして、国民
の教育に対する意見の活性化を図っていききたいと考えている。

また、日本の国歌は君が代であり、日本の国旗は日の丸である。これをしっかりと理
解する日本人を育てることが、国家のアイデンティティを確立させることの基本であ
ると考える。

全国学力・学習状況調査については、平成19年4月24日に、全国一斉に小学6年
生と中学3年生の国語と算数・数学を調査する予定である。現在、地域によって学校に
おける子どもたちの学習の仕方に相当な違いがあり、保護者からも心配する声が出ているの
で、現状を把握し、それに対応した新たな対策をとるために学力調査が必要と考えてい
る。その際、学力偏重、学校選別、格付けといったことが起こらないよう、個別の学校
や市町村単位での公表はせず、大都市、中核市、その他の市、町村、へき地という単位
で公表し、学力の格差が出てきたところには、底上げするための対策を考えていただき
たい。そうして、全国的な学力の均一化をしっかりと達成していききたいと考えている。

(小坂大臣)

現行の教育基本法ができたところは、現在はまだ大きく状況が違う。諸外国では、およ
そ20年で基本法を改善しているところもあるが、日本はもう50年以上経っている。
教育は次の世代に対する責任であるということを理解し、今の時代に合わないところは、
直さなければならぬ。世論は、基本法の改正については過半数の国民がやるべきだとい
う意思を持っている。

皆さん、子ども達の学力に満足していますか。学校は、子どもたちにいろいろなこと
を教え、力を付けさせる場所である。しかし、現在、各地域の学力調査の結果を見る
と、できる学校とそうでない学校への二極分化が進んでおり、子どもたちの学力も心の
成長も、問題ある状況になっている。そのため、実態調査として、全国学力テストを突
施する。学校や個人のいたずらな競争心を煽らないよう最大限の配慮はしつつも、実態
把握のために学力調査は必要だということを、皆さんにもご理解いただき、支援してい
ただきたい。(梶田委員)

東京・品川区では、新しく中学1年生になる小学校6年生に対して独自に学力定着度調
査を行っている。結果は、設問ごとの出身校別の正答率を公表し、どこの学校の、ある
いはどの先生の教え方が今ひとつ足りないのか、という実態を知ることができる。教育
改革は、突き詰めると先生の力量に行きついてしまう。子どもに学力がつかない、ある
いは学問を習得できないのは、教え方に何らかの問題があることも一つである。その実

原重徳館長・市社会教育委員)

法律を執行するのは自分たちだと考える方が増えれば、地域の教育力はどんどん充実す
ると思う。地域の教育力を生かすためには、地域の皆さんが自分たちの伝統文化を立
かりと誇れるよう、子どもたちに教えるということも必要であり、地域でまず計画を立
てていただき、教育の地方自治を進めていくことが必要だと考えている。そして、それ
ぞれの地方自治体の教育力を、教育委員会制度の中に反映できるように教育の分権を進
めてまいりたい。

また、地方教育委員会の責務として、中核市、または基礎的自治体である市町村の教
育委員会にも、これからの社会教育について主体的に計画を進めることができるよう
な分権を進めていききたいと考えており、今後、法律的な整備を進めてまいりたい。(小
坂大臣)

教育委員をしていて、何か問題が起きたとき、なぜもう少し家庭に対して教育委員会や
学校が関われないのかと、非常にジレンマを抱えることがある。行政は公権力であり、
なかなか家庭には踏み込んでいくことができない。そうした中、家庭は家庭の問題だけ
ではなくて、地域や行政、学校などがみんなで連携し、一つの問題を考えていくことが
できるようになるのが、教育基本法第13条の家庭・学校・地域の連携であると思う。
この法律ができることによって、そのあたりの意識が変わってくることを期待している。
(細川氏)

私の出身地の学校では、郷土芸能や郷土料理を学ぶなど、地元に関付いたカリキュラム
が行われているにも関わらず、若年層の人口流出や、農業従事者の後継者不足が問題と
なっている。地元産業を活性化して、人口流出を止めるためにはどうすればよいか。こ
ういったことも視野に入れた教育改革をしてほしい。(学生)

産学連携は非常に大切だ。地域活性化は、大学が地域と一緒にやって取り組むことが第
一だと思ふ。同時に、大学としての研究成果とマッチングをしたりすることが、大きな力にな
ると思う。産学連携は総務省が中心に行っており、地方自治体の産学連携の事例集や、
地域活性化事例集等、いろいろな市町村の取り組み事例集が総務省にあるので、ぜひ見
ていただきたい。郷土芸能等を教育として学んでいるような地域であれば、必ず生き残
っていくだろうと思ふ。(小坂大臣)

私が非常勤講師をしている星燈大学の芦別市は、もともとは炭鉱の町であ
る。旧炭鉱の町というのは生き残りのためにいろいろの策を講じているが、芦別市は教
育機関を置くということでも力を入れ、市からかなりの多くのバックアップを得て成り
立っている。そのようなかたちで自治体もよい教育、よい高等教育機関をおくことによ
って、ある程度の人口流出に歯止めをかけるのではないかと思ふ。(細川氏)

(教育基本法の改正について)

態を知るために、学力調査を行うのであり、必ずしも子どもどもの序列化をすすめるためにやっているものではない。

現行の教育基本法は、昭和22年、日本が占領下にあった時代に作られた法律である。今、日本が独立国として既に50年以上が経ち、日本人の手で、日本人がどんな日本人を作りたのか、ということを決める法律を作ることは、真っ当ではないかと思う。(細川氏)

- ・法はそれぞれの分野で、時代に即して変えていくべきだと思う。私はPTAの役員を務めつつ、PTA改革を行っているが、現行の教育基本法も、見直すべきところは見直して、早急に変えてほしい。(建設業)
- ・PTA活動が変わることは、教育改革につながるもので、ぜひともご活躍をいただきたい。(小坂大臣)

(学校・家庭・地域の役割について)

- ・教育の原点は家庭教育だと思いが、家庭の教育力は低下している。教育を安心と温もりある場にするということを国民全員が願ひ、知恵を出し合っていくべきだが、国の体制はどのようなになっているのか。教育基本法案には、家庭教育の規定が追加されており、大変期待している。教育は、学校、家庭、地域がその役割を明確にし、いろいろな取り組みをしていかなければいけないが、詳しい政策があればお伺いしたい。(主婦)
- ・教師は勉強を教えるだけの存在ではなく人生の師である。最近、教師の給料の切り下げや、少人数化という話が出ているが、我々はどうやって教師を大事にしていくかということに取り組んでいる。そこで、これから教師になる人や、すでに教師の方々に、より一層力をつけていただくための三つの柱を考えている。一つは、教職課程で「人間力」をつける教育もするようにする。二つ目は、教育のプロを養成するための教職大学院の創設。これから教師になる人、現職の教師、そして教育以外の学部を専攻した方などに、教師としての力量をつけていただくための大学院を創設する。三つ目は、教員免許の更新新制。教育者としてはふさわしくないとはいえない理由があれば、免許を取り上げられるようにするものである。

すでに、2001年の法律改正で、力量のなさと認められた教師は、1年間研修を受け、それでも認められなければ教師以外の仕事に就いてもらうことになっている。これは、世論調査でも支持されており、皆、先生方ががんばってほしいと思っている。(岡田委員)

- ・家庭の教育力の向上については、家庭教育手帳というものをつくり、子育て講座の全国的開設とともに支援している。また、19年度から、子育てサポートリーダーというものを充実させ、家庭訪問型の育児相談等を実施して、子育ての不安を解消するとう取り組みを行う。

学校は、地域の皆さんの支援がなければ変わることではできない。学校が明るく楽しい

場であるとともに、学びの場として活力が出るよう、皆さんのご協力をお願いしたい。教員免許更新制、教職大学院大学、教員評価とともに、来年には文部科学大臣による教員の表彰を行う予定だ。いろいろな先生が表彰を受けることで、本来の教員とはこういうものだというところを、皆さんに理解していただく一助になればと考えている。(小坂大臣)

- ・初等中等教育分科会の中に設置された、教員給与の在り方に関するワーキンググループでは、教員の給与全体をどう考えるかという審議が始まるどころだ。しかし、給与だけで考えるのは難しく、人事や先生方の評価、養成、免許更新制の問題、教職課程の問題等、いろいろと絡んでくる幅広い問題である。その中で、教員のモチベーションを上げる制度を作らなくてはならないとおっしゃる方が大変多い。しかし、子どもたちに適切で適正な、質の高い教育を与えられるために、先生とはどうあるべきで、そのためにどういう給与制度が必要かを一番に考えなければいけないと思っている。(細川氏)

(心や命の教育について)

- ・いじめによる自殺や他殺など、少年犯罪が増えているが、これは命を軽視しすぎているからではないか。学力だけではなく、心や命の教育が大切だ。担任が一人では少ないので、「クラスカウンセラー」というような心を許せる先生が必要だと思う。(学生)
- ・最近、親殺し、学校内での殺人、ブールの事故等、あつてはならない事件が多い。命の大切さについて、学校でしっかりと教えたい。また、学校の先生方は大変忙しい。現状でも心理学などをマスターしたカウンセラーが学校に派遣されるようにはなっていないが、クラス単位でもっと身近にという意見をかせるよう、今後研究させていただきたい。(小坂大臣)
- ・教育というのは、ある部分「押し付け」という要素が必要である。例えば、ナイフで切ると痛いということを体験させて「人を切ってはいけない」と教えるのではなく、「刃物は人を切るものではない」と理屈ぬきに教えるべきなのではないか。詰め込み教育の反省から、体験が重視されるようになっていったようではあるが、理屈抜きに教え込むということが、今の学校教育においても家庭においてももう少し必要なのではないかと思う。

子ども様子は本当に様々で、1人の担任の先生が40人の生徒をみるというのはとても大変なことだと思う。これは、教科担任制や学年担任制というかたちで、自治体の自費でやりくりをしているが、現実の子どもの実態を、もう少し国家予算の中に反映していただき、子どもの健全な育成のために何か必要かを考えることが大切ではないかと思う。(細川氏)

- ・命の問題は、特別薬が見つからないが、今は、家庭から幼稚園、小学校、中学、高校、大学まで、やれると思うことはみんなやろうという当たり前の結論を出している。兵庫県では、命の大切さを実感する教育を県下のすべての小・中・高に実施してもらおうため、小学校向き、中学校向き、高校向きの具体的な指導案の冊子を作った。核家族等により、

命に関わる体験が少なくなっている。命に関わる体験をしようとしても、体験は体験でしかない。それを、友達同士で話し合い、どう思ったかをまとめ、自分なりに生かす試みをしようというような様々なことが、活動計画の中に入っており、今年から実施している。実感、納得、本音のレベルで、命の大切さをきちんと言えなければいけない。(堀田委員)

(当たり前の教育、総合型地域スポーツクラブの維持について)

人づくりの原点は教育である。早寝・早起き・朝ごはん、そして箸の持ち方や鉛筆の持ち方などが、学力向上につながっていくのであり、家庭、学校、地域で、当たり前のこととを当たり前にできる教育が大切だと思う。また、中学校では部活ができなくなっている。文部科学省の予算で総合型地域スポーツクラブを促進していたが、2年しか国の予算がつかないので、財政状況の厳しい地方では、続けていくことができない。これについてどうお考えか。(教育委員)

「早寝・早起き・朝ごはん」は、文部科学省が言っただけではできない。社会教育団体、PTAの皆さんなど、いろいろな皆さんが参加していただきたき、国民運動として実施するのがいいと考えている。食は、人間として当たり前の本能的行動である。かつては本能に基づいて食べるものはみんな安全だった。しかし今、BSEや残留農薬や鳥インフルエンザなど、いろいろな食品の問題が出てきたり、速度のダイエットで栄養をとらなくなったり、朝食を欠食したり、いろいろな問題が出てきている。そこで、学校教育、地域教育も通じて、家庭でも食育を取り組んでいただいている。まさに、当たり前のことをもう一回風を吹かそうという一つの流れである。

地域スポーツ振興は、2年間の予算はついているが、それを過ぎたら地域に任せるといふことになっている。しかし、2年間の予算を生かす意味でも、財務省としっかりと交渉したいと考えている。(小坂大臣)

「早寝・早起き・朝ごはん」をがんばって実施しても、一方で「遅寝・遅起、朝食抜き」の父親がいるのはどういうことなのか。子どもが生まれる前の母親学級を半ば強制的な両親学級にして、父親にもともに育てているという意識に、生まれる前になってもらうことも必要なのではないかと思っている。教育と子育てとは切っても切れないものであり、教育改革においては全省庁体制で考える必要があると思う。部活については、東京でも少人数の学校が増え、野球やサッカーなど、定員に満たない部活動を合同で行っている。学校でのスポーツだけではなく、地域の人々の健康という観点からも合わせて、施策として地域スポーツや生涯学習などを行っているところもあるようだ。地域の実情に合わせた工夫を、自治体の方々にぜひやっていただきたい。(細川氏)

当たり前のことを当たり前にやれなくなっている。私の時代である。私たちは、今、挨拶というものを、学校や家庭におすすめてしている。私の大学でも、学生や教員たちが挨拶し、ゴミ拾いや草取りもする。まずは挨拶をすることから始め、けじめのある社会にしたい。(堀田委員)

(教育費について)

現行の教育基本法では「人格の完成」を教育の目的としており、国際社会の人権宣言に取り入れられており、素晴らしいと思うので守っていくべきだ。国連から、過度な競争を社会現場に持ち込まないよう勧告を受けたが、政府のフォローができていない。昭和41年の人権宣言では、全世界は教育費の無償化に向けて努力することを掲げているが、日本は背を向けていると思う。(無職)

「人格の完成を目指す」というのは、本当に素晴らしい理念であり、世界中で学んでいただきたい。しかし、これはある意味、達成不可能に近いことである。だから、完全な人格を持つ人間を目指して、みんなが努力をするという一つの努力目標であると思う。教育費の無償化については、できればそうしたいと思うが、高校を卒業して就職し、一生懸命働いて税金を払っている方もいることを考えると、それで済むのだろうかということになる。今いきなり無償化はできないため、大変に金がかかるとは事実ではあるが、各大学でしっかりと経営していただくためにどうすればよいか考える必要がある。このため、条約の中の教育の無償化部分については現在条件付きとしているところである。(小坂大臣)

学校の先生には、より良い授業を考えるための時間がなく、また人手不足のため、臨時免許で自分の専門外の科目を教えることもある。これらは、学校にゆとりがないからではないか。義務教育費が減ったが、日本が教育にかける費用は貧弱だと思ふ。また、学

力向上も重要だが、心や生き方も教える必要がある。(中学校教員)

いろいろな先生方がいて、時間があるかないかには差があるのではないかと思う。教員給与の在り方に関して、時間がある先生にはよりがんばっていただきたき、あまり向いてない先生や、あまりやる気がない先生は、それなりの待遇をするというような制度にしていただきたきではない。簡単に結論は出ないと思うが、結論が出るように全力を尽くしたい。(細川氏)

教育問題は、歯がゆいことがある。学校では、毎日100万人の先生が2000万人を超える子どもたちを指導している。急にごかを手当てしてもうまくいかず、バランスを考えていかなければならない。そして、家庭でやること、幼稚園、小・中・高・大学という教育機関でやることに関わっていることを、お互いにかかりと考えるべきではない。戦後60年、教育に関わる人たちは分裂し、対立し、抗争してきた。しかし、文句を言うだけでは、教育はよくならない。子どもたちの未来のために、ひいては、社会の未来のために、我々の子孫がもつと安全で人間らしい生活ができるために、手をつなぎあわせていかなければいけない。(堀田委員)

この世の中、すべてにおいてお金と時間が足りない。教員の方々が大変忙しいという状況は、現場を訪問するたびに感じている。努力すれば努力するほど、時間がなくなってしまうし、PTAや親からも、昔はこんなことを学校に要求してこなかったということ

が、今は要求され、本当に大変だと思ふ。しかし、国会議員も、通常国会で100数十本の法案を審議するために勉強し、週末は地元で有権者とのコミュニケーションとなりながら、夏休みも土日もないような状態でやっている。お互いにかんばって努力しなければいけない。

義務教育費の国庫負担は2分の1から3分の1になる。しかし、少なくとも金額保障するという制度だけは守っている。ただ、そうなったとき、地方の割合が増えるため、将来、大都市と地方都市の格差が生じる可能性がある。これをどう担保していくかは、これからの課題であり、次の政権でしっかり考えてもらわなければいけない。(小坂大臣)

以上

「教育改革タウンミーティング」の開催について

1. 平成15年12月13日(土)
岐阜県 (岐阜県岐阜市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者473名
2. 平成16年4月3日(土)
山形県 (山形県米沢市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者389名
3. 平成16年5月15日(土)
愛媛県 (愛媛県松山市)
副題 教育改革の推進と教育基本法の改正
参加者431名
4. 平成16年10月30日(土)
和歌山県 (和歌山県和歌山市)
副題 考えよう、義務教育
参加者354名
5. 平成16年11月27日(土)
大分県 (大分県別府市)
副題 考えよう、義務教育
参加者312名
6. 平成17年3月5日(土)
島根県 (島根県松江市)
副題 考えよう、義務教育
参加者422名
7. 平成17年6月11日(土)
静岡県 (静岡県静岡市)
副題 考えよう、義務教育
参加者340名
8. 平成18年9月2日(土)
青森県 (青森県八戸市)
参加者401名

平成18年11月9日
内閣府

「教育改革タウンミーティング」についての調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査対象

「教育改革タウンミーティング」として開催された8回のタウンミーティングの中で、八戸市で開催されたものを除く7回のタウンミーティングについて実施

(2) 調査結果の概要

7回のタウンミーティングの中で、岐阜市、松山市、和歌山市及び別府市で開催された4回のタウンミーティングについては、政府が開催地の関係機関に発言候補者の推薦を依頼した上で、発言のための資料を作成、送付

2. 個別のタウンミーティングの調査結果

(1) 平成15年12月13日(土)

岐阜県 (岐阜県岐阜市) (資料1-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 473名

- 文部科学省が岐阜県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼
- 文部科学省が、発言のための質問案(5項目)を作成し、岐阜県教育委員会に送付(資料1-②)。また、内閣府にも送付
- 5人の発言候補者の中で、4人がタウンミーティング会場で発言(全体では計11人が会場で発言)
- 発言候補者の座席指定有り

(2) 平成16年4月3日(土)

山形県 (山形県米沢市) (資料2-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 389名

- 発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実は確認されなかった

(3) 平成16年5月15日(土)

愛媛県 (愛媛県松山市) (資料3-①) (略)

副題 教育改革の推進と教育基本法の改正

参加者 431名

- 文部科学省が愛媛県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼
- 文部科学省が、発言のための質問案(7項目)を作成し、愛媛県教育委員会に送付(資料3-②)。また、内閣府にも送付
- 7人の発言候補者の中で、1人がタウンミーティング会場で発言(全体では計8人が会場で発言)
- 発言候補者の座席指定なし

(4) 平成16年10月30日(土)

和歌山県 (和歌山県和歌山市) (資料4-①) (略)

副題 考えよう、義務教育

参加者 354名

- 内閣府が和歌山県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼
- 内閣府が、参加申込者からの事前意見(資料4-②、4-③)を参考に発言のための資料(4項目)を作成し、文部科学省との調整を経て、和歌山県教育委員会に送付(資料4-④)
- 4人の発言候補者全員がタウンミーティング会場で発言(全体では計12人が会場で発言)
- 発言候補者の座席指定有り

(5) 平成16年11月27日(土)

大分県 (大分県別府市) (資料5-①) (略)

副題 考えよう、義務教育

参加者 312名

- 内閣府が大分県教育委員会に発言候補者の推薦を依頼
- 内閣府が、参加申込者からの事前意見(資料5-②、5-③)を参考に発言のための資料(4項目)を作成し、文部科学省との調整を経て、大分県教育委員会に送付(資料5-④)
- 4人の発言候補者全員がタウンミーティング会場で発言(全体では計14人が会場で発言)
- 発言候補者の座席指定有り

タウンミーティングにおける会場からの質問案

(6) 平成17年3月5日(土)
島根県 (島根県松江市) (資料6-①) (略)

副題 考えよう、義務教育
参加者 422名

○発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実を確認されなかった

【対】

1. 中央教育審議会の答申では、「国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当」と提言しており、政府では、現在、義務教育費国庫負担制度も含め、「三位一体改革」をめぐって調整が行われていると思います。は、義務教育に関する国の役割については、どのようにお考えですか。

(7) 平成17年6月11日(土)

静岡県 (静岡県静岡市) (資料7-①) (略)

副題 考えよう、義務教育
参加者 340名

○発言候補者の推薦依頼、発言のための資料の作成及び送付の事実は確認されなかった

【対】

1. 平成12年12月に出された「教育改革国民会議」の報告では、教育基本法の見直しに取り組むことが必要であるとの提言がなされ、それが、現在盛り上げられている教育基本法の改正についての議論の発端であったと思います。そこで、教育改革国民会議の委員を務めておられたさんは、教育基本法の改正について、どのような見解をお持ちですか。

2. 最近の若者について、体力が落ちているとか、忍耐力がなくキレやすいとかいった指摘がよく聞かれますが、大企業のトップとして若者を多くご覧になり、また採用されているさんは、最近の若者についてどのようにお感じですか。また、若者に人気の高い企業であるとして、どのような若者に入社してほしいとお考えですか。

【対】

1. 最近、日本の大学の国際競争力が不足しているとか、柔軟な思考力や創造力を持つ学生が少なくなっているといった指摘がなされていますが、世界に認められる層かしい功績をおさめられたさんからご覧になって、今の日本の大学や学生についてどのようにお感じですか。また、ノーベル賞を受賞できるような、創造力ある学生を育てるためには、今後、どのような対策が必要とお考えですか。

タウンミーティング（愛媛）における会場からの質問案

【例】

○ 現在、政府において進められている「三位一体改革」では、義務教育費国庫負担制度の廃止の動きがあるように聞いています。どこに生まれても一定のレベルの義務教育を受けることは国民の権利であり、それを整備するのが行政の役割だと考えます。このためには、津々浦々、日本のすべての地域に優秀な教員を確保することが必要です。加戸知事もおっしゃられているように、義務教育費国庫負担制度はぜひとも必要な制度だと思いますが、どのようなようにお考えですか。

○ わいせつなどの教員の不祥事や、授業が成り立たないほど指導力が不足している教員などの報道を非常に多く見たり、聞いたりします。これでは学校が信頼できなくなり、安心して子どもを学校に行かせることができませぬ。教育は、何より教師と子どもたちの人間的なつながりに負っているところが大きいと思います。教員には使命感と倫理観、子どもたちへの愛情や情熱を備えていただきたいと考えます。教育基本法に、このような教員のあり方についても明確的に規定すべきだと思いますが、どのようなようにお考えですか。

【例】

○ 教育基本法は制定以来、一度も改正されることがなく今日まで至っています。制定当時と比べて、社会は大きく変化し、教育について様々な問題が生じている中、今こそ、教育の根本にまでさかのぼった改革が求められていると考えます。そのためには、これまでの教育基本法の重要な考え方は引き継ぎつつも、評案を見据え、今後のわが国の教育はどうあるべきかという観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法となるよう改正することが必要だと思います。今後の教育のあり方については中央教育審議会でも議論されたことと思いますが、**■**は、今後50年、100年先を見据えた教育のあり方についてどのようなようにお考えですか。

【例】

○ これからの子どもたちの教育は学校任せにするのではなく、家庭はもちろんのこと、地域社会が一丸となって、協力して進めていくことが大切だと思います。その上では、両親ができるだけ子どもと過ごす時間が多くなるように、会社からの帰宅時間を早くしたり、学校行事や地域の行事に親子で参加できるように休暇制度を充実させることなどが必要だと考えますが、企業側の立場からは、どのようなようにお考えですか。また、**■**や**■**が、具体的に取り組んでおられることや提言していることがございましたら教えてください。

○ 子どもたちの職業意識を高めるためには、企業での就業体験が非常に有効だと思えます。小学校、中学校、高校、大学とそれぞれの段階に応じて、子どもたちや若者の職業意識を育てるために、企業の積極的な取組が必要だと考えますが、どのようなようにお考えですか。また、**■**や**■**で取り組んでおられる具体的な事例があれば教えてください。

【例】

○ **■**さんは子どもの頃から理科が好きで、実験も大好きだったとかがいますが、最近の子供たちは理科離れ、理科嫌いが多いと聞いています。**■**さんは小さい頃、どのようにして理科や科学に興味をもたれたのですか。また、今の子どもたちに自然や科学に興味を抱かせ、将来の日本の科学技術を支える人材をどのようにして育成していくべきと考えますか。また、**■**さんが**■**を務めておられる**■**では、どのような観点から、どのような活動に取り組んでおられるのですか。

○ **■**さんは一貫して宇宙への夢を抱き、ついにはその夢を實現されました。最近の若者は、自分の夢や生きる目標をなかなか見出せないと言われています。自分自身の人生の理想や目標を見出し、それに向かって努力する子どもたちを育てるためにはどのようなすべきと考えますか。

1. 現在、国・地方を通じる行財政改革を目指す三位一体改革を推進するため、義務教育費国庫負担制度を含む国の補助金についての議論がなされていますが、義務教育の財源が地方に移った場合、公教育に地域格差が生まれて、過疎地域などの教育環境が保証できないことも懸念されます。義務教育に関する国の役割や、全国的な教育水準を保障することの必要性について、どのようにお考えですか。

2. 教育改革の実現に向けて、国民に共通に必要なとされる確かな学力、豊かな心、健やかな体を養うためには、教員の方々の役割が今後ますます大きくなると思いますが、教員の資質向上のための方策について、どのようにお考えですか。

3. これからの子どもたちは日本のそれぞれの地域の将来を担うとともに、世界のなかで生きていく力を養うことも大切であると考えます。例えばスポーツの分野などで世界レベルの実績をあげて、人々に元気づけてくれるような日本人の活躍も目立つようになっていますが、これからの日本人として国際社会で生きていくために、どのような教育を行うことが大切であると考えますか。

4. 現在、地方や学校が一層の創意工夫を生かして行う教育の実現など、義務教育の改革についての議論がなされているところですが、これからの教育行政の担い手としての教育委員会の制度や運用のあり方についてどのようにお考えですか。

(ゆとり教育、学力について)
△学力低下、意欲低下への対策が早急に必要な。次世代の科学技術者の輩出のためにも大人が勉力を語らなければいけない。

△「生きる力」よりも「知識理解に偏した学力」重視の傾向にあるような気がしますが、いかがでしょうか？

・ゆとり教育の廃止・・・社会のマナー等の教育優先・・・学校への優入者訪問策・・・等

・学力向上のための取組みとして、少人数指導やティームティーミングをもっと効果させたいと思いますが、それにはもっと教員の加配をいただきたいと願っています。

(教育の理念と国家について)

・教育は、地球市民としての資質を身につけるためである。国家に有用な人材育成を強調すれば、先の大戦の反省が無駄になる。

・日教組に指導される教育は日本の国益に反す。この現実を打破しなければ30年後が大変です。資源のない日本を再生するにも国益重視の教育を求め。

△グローバルな世界に生きる子どもたちの未来と、いま日本のそれぞれの地域に生きる子どもたちの未来とを投影した新しい教育を。

(教育に関するその他の課題について)

・人としてしなければならぬこと、してはいけないことを小さいころから身に付けさせるべきである。

・いまや情報化社会が進んで子ども教育基盤が変化してきている。形骸化しているP・T・Aを廃止、新しい運営機構を設置すべきだ。

・教育改革が叫ばれているが、子どもより親の教育が必要なのではないだろうか。大学生や政治家が、一般的常識を知らな過ぎる。日本の将来を担う人作りが大切だ。

・低学年の非行問題今学校の教える側より学ぶ生徒の力関係が強く先生方は萎縮して教育委員会裁判マスコミも世論によわい

・少人数指導では、教師間の意志疎通を図るねらいを、もつと明確に打ち出す方がよいと思います。

△教育改革を進めていくなかで、4月入学制を9月入学制にするというふうなことを検討されてはどうでしょうか。

・社会性を身に付け、人と人とのつながり感を実感できる施策が重要だと断言したい。

△教育の本来的目的、子供の持つた良いところを徹底的に伸ばすため、結果ではなくプロセスの平等を重視した教育をしてほしい。

△今必要な教育改革、それは指導者の意識改革です。
・講演のあと、ワークショップ形式で、トピックを決め討論できればよいと思う。

注) 参加申込書から送られてきた文章をそのまま載せてあるため、意味が不明確なものや今回のテーマとは直接の関係がないご意見が含まれております。

1. 教育は國家100年の大計であり、どこに住んでいても子どもたちが同じ水準の教育を受ける権利をこれからも確保していかなければならず、そのためには財源を國ができるだけ保障することが必要であると思ひます。特に過疎化が進んでいる地域では、今後義務教育にかける予算が削減されて、教育環境が保障できなくなることが懸念されます。今後の義務教育に係る財源保障のあり方について、どのようにお考えでしょうか。

2. 子どもたちの将来のためには、学校教育のなかで実際に働くことを体験したり、働くことについて相談に乗ったり話し合う機会を増やすなどして、進路を主体的に選び、決めていくようにすることが欠かせないと思ひます。変化の激しい社会のなかで、子どもたちが社会人・職業人としてたくましく自立していく力を身につけるためには、どのようなことが大切であるとお考えでしょうか。

3. 社会の状況が変化して、教育について様々な問題が生じている中、我が國の教育のあり方をその根本にまでさかのぼって見直し、思い切った改革を進めることは重要であると思ひます。昨年3月には中央教育審議会で答申が出されて、現在、政府において教育基本法の改正に向けた議論が進められていると聞いておりますが、教育基本法改正についてのお考えをお聞かせ下さい。

4. 学校の管理や運営については、保護者や地域に住んでいる人たちが積極的に加わっていくことが大切で、最近はその改正によって地域住民や保護者などが構成する学校運営協議会が導入できるといふようになるといった動きもあります。学校、家庭と地域の人々が一層協力し合いながら子どもを育てていくためには、どのようなことが大切であるとお考えでしょうか。

• 学力の高さではなかつたでしようか。
 • 特色ある学校創りは大成功、ところが学力向上が強く打ち出された事により、日本中の学校が似たような学校運営をしている様に思える。

(教育に関するその他の課題について)
 • お互いを認め、支え合う仲間「地域コミュニティづくりの主人公」として育てる社会、教育の方針転換が求められている。

• 今の日本社会には「海に生きる」という精神が欠けている。相手の立場に立っていない子供たちが増えてきているのではないかと。

• 子供を育てる者みは、心と心と、成熟した社会を創るためには、ともに行動し話し合うことができろ社会を目指す。

• アメリカの教育制度の中で行われている、ゼロトレランスとオルタナティブスクールの前駆を取り入れることは可能でしょうか。

• 日本でアメリカのオルタナティブスクールのようなものについては今後検討されることはあるのでしょうか？

• 全国で多くの実態があります。その中でも、たくましく生きるよ様な資質を身につける教育を小中学校でおこなうことを望みます。

• [] をしていますが、教育改革を進めていく上で、中山成彬文部科学相をはじめ、田村哲夫中央教育審議会委員、藤原夫お茶の水女子大学名誉教授のお話を是非お聞きしたいと思ひます。

• 今日の教育現場は教育目標が見えないからではないかと、また、法律や制度のめまぐるしい変化によって現場や地域社会が混乱している。

注) 参加申込者から送られてきた文章をそのまま載せてあるため、意味が不明確なものや今回のテーマとは直接の関係がないご意見が含まれております。

「教育改革タウンミーティング」に係る参加者募集について

1. 調査対象

「教育改革タウンミーティング」として開催された8回のタウンミーティングに関する内閣府・文部科学省による参加者募集の方法を調査。

(なお、下記調査結果は平成18年11月26日時点における、内閣府及び文部科学省の内部資料及び担当者へのヒアリングによる暫定的な調査結果であり、今後更なる資料精査及び関係者への聞き取り等により、その内容が変更・修正される可能性がある。)

2. 個別のタウンミーティングの調査結果

(概要)

各タウンミーティングにおいて、内閣府あるいは文部科学省から自治体に対して、一般の方々や関係機関等への周知・呼びかけを要請。

8回中6回のタウンミーティングにおいては、参加者募集の途中段階において、応募者が少ない場合を懸念し、地方自治体に参加希望者の取りまとめを依頼。個別の調査結果は別紙の通り。

開催場所(日時)	一般的な開催案内・参加呼びかけ依頼	参加希望者取りまとめの依頼	地方自治体が取りとめた名簿(人数)
① 岐阜県岐阜市 (平成15年12月13日)	○	文部科学省から県教育委員会	県教育委員会作成分(133名)
② 山形県米沢市 (平成16年4月3日)	○	内閣府から県及び市	県及び市作成分(180名)
③ 愛媛県松山市 (平成16年5月15日)	○	文部科学省から県教育委員会	県教育委員会等作成分(135名)
④ 和歌山県和歌山市 (平成16年10月30日)	○	内閣府から県教育庁及び市教育委員会	市教育委員会作成分(65名)
⑤ 大分県別府市 (平成16年11月27日)	○	内閣府から県教育庁及び市教育委員会	名簿の存在は確認できず。
⑥ 島根県松江市 (平成17年3月5日)	○	依頼した事実は確認できず。	名簿の存在は確認できず。
⑦ 静岡県静岡市 (平成17年6月11日)	○	依頼した事実は確認できず。	県等が自発的に取りまとめた名簿(74名)
⑧ 青森県八戸市 (平成18年9月2日)	○	内閣府から県教育庁及び市教育委員会	県教育庁等作成分(279名)

○確認できた名簿一覧

(人数)

		名簿取りまとめ部署						備考	全申込者数	当日の参加者数	募集人数
		知事部局	県教育委員会	市役所	市教育委員会	関係団体 (PTA)	その他				
1	岐阜県		133						610	473	300
2	山形県	51	12	117					505	389	400
3	愛媛県	10	114	11					588	431	400
4	和歌山県				65				426	354	300
5	大分県						名簿の存在は確認できなかった		445	312	300
6	島根県						名簿の存在は確認できなかった		562	422	300
7	静岡県		29				45	その他は青年会議所	475	340	300
8	青森県		95		59	112	13	その他は国立学校	465	401	200

※大分県以外のタウンミーティングについては、全申込者に対して、参加証を発送している。

※大分県においては、全申込者445名について抽選を行い、347名に参加証を送付している。

※静岡県教育委員会より提出された名簿は、県教育委員会が参加予定者について自発的に作成し、内閣府に送付したものである。